

岩手県告示第302号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成23年4月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 処分をした年月日 平成23年3月30日
 - （2） 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社和興建設
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市東和町土沢8区208番地
 - ウ 代表者の氏名 和野内辰美
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第1789号
 - （3） 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - （4） 処分の原因となった事実 平成23年3月24日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2（1） 処分をした年月日 平成23年3月30日
 - （2） 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社和興建設
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市東和町土沢8区208番地
 - ウ 代表者の氏名 和野内辰美
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（特-19）第1789号
 - （3） 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - （4） 処分の原因となった事実 平成23年3月24日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。